

7月8日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年7月9日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、令和3年7月12日から8月22日までを期間として、東京都を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われるとともに、沖縄県を対象区域として、法に基づく緊急事態宣言の期間が令和3年8月22日まで延長されることとなりました。

また、既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされていた埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の措置期間が令和3年8月22日まで延長されるとともに、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」が7月11日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、

ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれでは以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例もあり、各教育委員会におかれでは、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配意いただきたいこと。

加えて、別途、文部科学省から発出する、小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底に関する事務連絡も踏まえ、感染症対策を徹底いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver. 6）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

2. 部活動における留意事項

各学校においては、これまで地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生しているところ。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

特にこれから大会やコンクールが多く開催されることや生徒の心情等を考慮していただき、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて、別紙1に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたいこと。

なお、6月2日付けで公益財団法人日本中学校体育連盟等に対し、別紙2を発出しているため、ご参照いただきたいこと。

3. 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について御配慮いただきたいこと。

(参考) 文部科学省ホームページ「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点では家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4. 運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができないくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5. 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030708.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただきとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。

＜感染リスクの高い活動等の制限等＞

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

＜部活動に付随する場面での対策の徹底＞

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意をしておく。

＜学校全体としての取組＞

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組について(依頼)

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれでは、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にしていただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いします。

<本件担当>

(運動部活動について)

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係
電話: 03-5253-4111 (内線 3777)

(文化部活動について)

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
電話: 03-5253-4111 (内線 2832)